平成２７年（フ）第１１６３号
愛知県小牧市外堀１丁目82番地　サンロードＭ２Ｄ、住民票上の住所愛知県小牧市郷中１丁目177番地
破産者　加藤　信之
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７４７号
大阪市城東区関目２丁目８番４―707号、開始決定時大阪府守口市東郷通３丁目11番25―617号
破産者　南野　美紀
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８２５号
大阪府寝屋川市石津南町３番５号（201号）、前住所大阪府寝屋川市池田北町17番11号
破産者　松下　　茂
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３８号
大阪市住吉区住吉２丁目７番７号
破産者　田中　　穣
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１５号
大阪府高槻市出丸町５番14号
破産者　高宮　輝雄
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５２４号
大阪府豊中市新千里東町３丁目７番17―404号
破産者　春木　正子
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２３号
神戸市兵庫区熊野町５丁目６番12―201号
破産者　新開地ホルモン食堂こと　足立　歳一
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６１号
神戸市中央区波止場町６番６―205号
破産者　松浦　睦浩
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４２号
兵庫県川西市下加茂２丁目４番２―413号、前住所兵庫県西宮市北六甲台１丁目20番20号
破産者　池田　克之
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
兵庫県宝塚市安倉中２丁目７番15号ルーツウハウス203号室
破産者　松田　勝幸
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２５４号
北九州市八幡東区枝光本町７番７―701号
破産者　菅原　由佳
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３４０号
北九州市八幡東区枝光本町７番７―701号
破産者　新岩　雅子
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２６号
岐阜県瑞穂市本田2052番地１
破産者　吉田　達雄
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３１６号
岐阜県本巣郡北方町小柳２丁目35番地　ファミール北方　103号、前住所岐阜県羽島市堀津町須賀南２丁目44番地
破産者　藤田　正武
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３６９号
岐阜市柳津町南塚２丁目135番地　（永田染工社宅　１階南）、前住所岐阜県羽島郡笠松町田代234番地
破産者　不破　武志
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４０６号
愛知県一宮市三条字墓北82番地　サンシャイン三条101号、開始決定時の住所岐阜県関市武芸川町谷口408番地１
破産者　鈴木　智晴
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４３３号
岐阜市北一色２丁目10―４　第三大洋ビル５Ｆ号室、住民票上の住所大阪府箕面市箕面６丁目５番36―102号
破産者　前田秦逸こと　前田　伸一
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所